

氏名変更・住所変更のご連絡のお願い

国民年金基金の加入員の方が、氏名や住所を変更された場合には、なるべく早くご加入の国民年金基金まで届出いただきますようお願いいたします。

※国民年金基金に加入していた宮城県から、別の県に住所変更される場合は、宮城県国民年金基金を脱退することとなります。（「基金からの脱退(資格喪失)について」を参照願います）

また、以前、国民年金基金にご加入されていた方や、年金を受けられている方が、氏名や住所を変更された場合には、下記まで届出いただきますようお願いいたします。

【以前、国民年金基金にご加入されていた方で、年金をまだ受けられていない方】

・国民年金基金連合会から『年金支給義務承継通知書』が届いている方

→ 国民年金基金連合会

・国民年金基金連合会から『年金支給義務承継通知書』が届いていない方

→ ご加入していた県の国民年金基金

【以前、国民年金基金にご加入されていた方で、年金をすでに受けられている方】

→ 年金をお支払している県の国民年金基金または国民年金基金連合会

※ どちらか不明な方は、国民年金基金連合会（03-5411-0211）までご連絡ください。

[○各国民年金基金の連絡先はこちら](#)

[○氏名変更届・住所変更届の様式はこちら](#)